

平成30年第1回
城里町議会臨時会会議録 第1号

平成30年1月17日 午前10時00分開会

1. 出席議員（15名）

1番	藤 咲 芙美子 君	10番	小 林 祥 宏 君
2番	片 岡 藏 之 君	11番	南 條 治 君
3番	菌 部 一 君	12番	杉 山 清 君
5番	三 村 孝 信 君	13番	小松崎 三 夫 君
6番	河原井 大 介 君	14番	鯉 渕 秀 雄 君
7番	関 誠一郎 君	15番	根 本 正 典 君
8番	阿久津 則 男 君	16番	小 坪 孝 君
9番	桐 原 健 一 君		

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	上遠野 修
教 育 長	高 岡 秀 夫
まちづくり戦略課長	鯉 渕 弘 之
総 務 課 長	大 貫 忠 男
財 務 課 長	大曾根 直 美
会計管理者（会計課長）	鈴 木 貴 司

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	松 崎 英 明
書 記	市 村 真 紀

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成30年1月17日（水曜日）

午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 工事変更請負契約の締結について

1. 本日の会議に付した事件

議案第1号

午前10時00分開会

町民憲章唱和

○議長（小林祥宏君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いいたします。

ご起立をお願いいたします。

〔全員起立・町民憲章唱和〕

○議長（小林祥宏君） ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

議長挨拶

○議長（小林祥宏君） 平成30年第1回城里町議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会は、議案1件を審議するものでございます。

議事運営につきましては、議員各位の特段のご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願いをいたします。

議員の出欠

○議長（小林祥宏君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。

ただいまの出席議員は15名です。

開会の宣告

○議長（小林祥宏君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回城里町議会臨時会を開会いたします。

開議の宣告

○議長（小林祥宏君） これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（小林祥宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

12番 杉山 清君

13番 小松崎 三夫君

14番 鯉 渕 秀雄君

の以上3君をご指名いたします。

会期の決定

○議長（小林祥宏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日間限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日1日間限りとすることに決定をいたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配付いたしました名簿のとおりでございます。

傍聴人15名を許可いたしました。

町長挨拶

○議長（小林祥宏君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 本日は、平成30年第1回議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今臨時会は、町民センター工事に係る変更契約の締結につきましてご審議をお願いするものであります。慎重審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げまして、私からの挨拶といたします。

議案第1号 工事変更請負契約の締結について

○議長（小林祥宏君） 次に、日程第3、議案第1号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 平成30年第1回議会臨時会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

工事変更請負契約の締結についてであります。平成28年度城里町民センター（仮）サッカー場整備工事の契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

平成29年12月26日に提出した内容からの変更箇所は、以下のとおりです。

増額は24万8,400円。

内容は、駐車場における転落防止のためのくいを50本及びロープ2段250メートルを設置するものです。

以上、議案の概要についてご説明いたしました。慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、今後の議会承認工事につきましては、変更の見込みが発生した時点で議長に取り扱いを相談するなど、説明責任をより慎重に取り扱いしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくご願ひいたします。

質 疑

○議長（小林祥宏君） それでは、議案の質疑に入ります。

議案第1号についての質疑を求めます。

13番小松崎三夫君。

○13番（小松崎三夫君） これ確認なんですけど、増額24万8,400円、これ今まで議会をしてきましてサッカー場のグラウンドの件で審議していたわけですが、この駐車場がなぜ今になって、これは議決案件じゃないでしょう、こんなもの、その辺をちょっと一つお聞きします。

それと、これ駐車場とありますけれども、駐車場はあそこ何か所かありましたよね。これ何で図面とか出さないんですか。

その2点。

○議長（小林祥宏君） 財務課長大曾根直美君。

さらに傍聴人1名追加いたしました。

○財務課長（大曾根直美君） 13番小松崎議員さんのご質問にお答えいたします。

内容ですけれども、施設を利用して大会等で駐車場として使用されていた場所で、旧七会中学校の敷地内で残土処理を行いました。その結果、安全対策として転落防止のためのくい50本及びロープ2段を250メートル設置するものでありまして、城里町建設工事及び委託業務契約規程に関する規定によりまして、第44条の本体と密接に関する附帯的な工事等により、現に契約履行中の請負業者に履行させることが履行期間の短縮及び経費の削減を図ることができるということで、工事の変更契約をするものであります。

あと、場所なんですけれども、図面をつけていなかったことについては申しわけありませんでした。場所につきましては、県道から七会中学校に入りまして、橋を渡って左側のスペースであります。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 13番小松崎三夫君。

○13番（小松崎三夫君） これね、図面を出せないというのは、図面がないの。あるんでしょう。

それで、これ書面だっけついてねえ、駐車場と言ったって、あそこ何か所かあるよね、場所は。口頭で今言ったけれども、上がって左側のところだろうと思うんだけど、それ、何でこれを、12月の定例会のときにこのグラウンドの締結で出したわけですね。じゃ、何でそのときにこれ一緒に出さなかったの、この今の24万8,000円を。何で今になって出すの、これ。今までずっと否決、否決でやってきたら、審議したのはグラウンドの中の問題でやっていたんでしょ、今まで。それで、何で今回に限ってこれ24万8,000円が追加されて、これで議決してくれということはないでしょうよ。どういうことなの、これ。全然説明になっていないじゃない。再度、やる必要はないわ、本当は、きょうあたり臨時会なんか。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 13番小松崎議員のご質問に回答させていただきます。

今回の議案は、その24万8,000円の議決をお願いしているわけではございませんで、議

案書にも書いてあるとおり、2,300万円の変更請負工事契約全体をご審議をお願いしているわけです。ただ、説明上わかりやすくするために、12月に出された議案との違いということで、そこが書かれているわけですが、全体としては2,300万円の工事請負契約について再度ご理解をお願いしているところでございます。

○議長（小林祥宏君） 13番小松崎三夫君。

○13番（小松崎三夫君） 町長ね、ご理解、ご理解と言ったってですよ、12月17日に皆さん、議員さんが七会に見に行ったんですよ。議員さんから言われたならば、何でそのときに出さなかったんですか。それを今になってこれ、2回否決されてここで24万8,000円というのは、増額して出してきたということはおかしいじゃないですか、これ。こんなの議決案件じゃないでしょう、24万8,000円は。

○議長（小林祥宏君） さらに傍聴人1名追加しました。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ありがとうございます。

今回の防護柵の新設につきましては、今、小松崎議員ご指摘の現場見学会、議員の皆さん方に現場を視察していただいたときに、ここは危険で追加すべきではないかというご意見をいただきまして、今回追加したものでございます。

1回目の12月26日の変更のときには増額変更ではなくて、まだやっていない町道のラインの工事の減額を行ったわけですが、そのときには増額のほうが間に合わなかったんですが、今回はその現場視察のときのご意見を反映して、再度提案させていただいているところでございます。

○議長（小林祥宏君） ほかにございませんか。

16番小坪 孝君。

○16番（小坪 孝君） 財務課長にちょっとお聞きしますけれども、24万8,000円の工事、附帯工事だなんていう説明していますけれども、要するに我々議会で承認しているのはグラウンドの工事なんですよ、2億1,000万で。それを議決しているんですよ。その土の持ち出しのところは、我々議員に図面も何も示してないし、ただ説明は600メートル以内に残土を流出するという説明だけで、あそこに土をもつなんて説明も何もなかったんですよ。そうでしょう、財務課長。

その中で、この議決案件じゃないから課長に言っていましたよね。これは町長決裁で何ぼだってできる案件だから、議会で出すのにはグラウンドの2億1,000万の工事の中から出すように、私は再三求めていましたよ。工事箇所がないから、こういう24万、24万という課長決裁でできるんですからね、課長。30万以内は課長決裁でこの工事はできるんですよ、議会で議決もらわなくても。無理にくっつけて、要するに変更しなくちゃだめだというやつを何で過剰に守らなくちゃならないんですか。そうでしょう。

守るのは、2億1,000万の工事に対して変更届が出たら、すぐに変更図面を描いて議

会に承認をもらいなさいと自治法に載っているのに、あなたらがこの工事の契約、本工事は今年の1月いっぱいまで、去年の3月から、その工事だって始まりが3カ月もおくれて7月から始まって、10月いっぱい追加工事何も全て終わって、完了していたなんていうことが、これ、追加工事が3月31日までの工期なんですよ。

あなた、いつその追加工事を契約したんですか、10月いっぱいぐらいに完了しちゃって、追加工事まで入れて、10月いっぱいまでに追加工事を入れて、本体工事の契約は1月31日まで、追加工事が3月31日までの契約書になっているんですよ。それが半年も早く追加工事まで入れて終わっちゃって、議会に承認くださいと言ったって、これは初めから変更が出たら議会に承認をもらっておけばよかったんですよ、9月から12月の定例会があったんですから。

それで、今になって変更箇所がないからなんて言って、課長決裁で出せるところを変更届に出してきているということが非常にいかんと思う。これは議会の承認案件じゃない。取り下げしてほしい。

○議長（小林祥宏君） 財務課長大曾根直美君。

○財務課長（大曾根直美君） 16番小坪議員さんのご質問にお答えいたします。

今までの説明の中でもご説明してきたんですけれども、土木工事の変更契約等につきましては、国のガイドラインを遵守してきて事務を進めてきておりまして、その都度、軽微な変更ということで工事の変更を行ってきております。

説明資料の中で、3ページに工種として7項目ほどありまして、この7項目は現場で変更ということで、いつ変更したかというのはいろいろ種類によって違いますので、今ここではちょっとお答えできないので申しわけありません。

あと、変更契約で上げる、提案するべきものではないというご意見なんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、町の建設工事及び委託業務の契約事務に関する規定の中で経費の削減を図ることができるということから、今回、変更契約として中に含ませていただいて提案させていただいております。

以上であります。

○議長（小林祥宏君） よろしいですか。

16番小坪 孝君。

○16番（小坪 孝君） 何だ、非常に残念だね。議会承認案件ですよ。2億1,000万の工事を議会で承認をもらった。それが議会に変更図面を出さないで、業者さんに話し合いで追加をやらせていたということが、自治法にのっとっている96条を守らなくちゃならない、我々も条例をつくるほうの立場、あなたらも条例をつくるほうの立場ですよ。その自治法を守らないで、私たち議員が条例も守らない、自治法も守らない、そういう城里町でいいんですか、課長。これは議会に付議しなければ絶対に追加は認められない案件なんですよ。

いいですか。そのためには、本工事が終わったらばすぐに議会に報告して、設計を変更して、それで議会の承認をもらって追加をやるという自治法96条にのっとって、あなたらは仕事をやらなくちゃいけないんですよ。その自治法を守らない。条例も守らない。国のガイドラインで、国と城里町の総予算が全く同じならば、私は国のガイドラインでそういう軽微な追加をやってもいいと思います。しかしながら、国から補助金をもらってやっている城里町が、やっぱり国に迷惑をかけないで、自治法にのっとって仕事をやらなくちゃいけないということなんですよ。

いいですか。我々は条例をつくる立場。町民の方に守ってもらう立場。それを自治法を破って、法律も何も要らない、ただ国のガイドラインでやっているなんていうことは、やっぱりいけないと思いますので、再度それに関して答弁をお願いいたします。

○議長（小林祥宏君） 財務課長大曾根直美君。

○財務課長（大曾根直美君） 16番小坪議員さんのご質問にお答えいたします。

指摘がありましたように、国のガイドラインに沿っての事務を進めてきてしまったので、それで今回の契約でありますけれども、仮契約をしておりますので議案として上程させていただいて、議決を行っていただくことでお願いしているわけであります。

以上であります。

○議長（小林祥宏君） 12番杉山 清君。

○12番（杉山 清君） まず、執行部にお伺いします。

ちょっと待ってください。静粛に願います。

○議長（小林祥宏君） ちょっと、12番杉山 清君。16番小坪 孝君の質問がもう1回残っていますから。

○12番（杉山 清君） だって、指したでしょう、私に。指名して。

○議長（小林祥宏君） それではよろしいです。

それでは、12番杉山 清君。

○12番（杉山 清君） 1つお伺いします。議場の采配は誰にあるんですか。

では、もとへ戻して、執行部に質問させていただきます。

今までいろんな工事がありました。そういった中で全ての変更に対して設計書をつくって、議会の承認を全ていただいていますか。

それと、11月に七会中学校のグラウンド工事は終わっているという話もありましたが、本当に終わっているんですか。

その2点、まずお聞きします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 杉山議員のご質問にお答えいたします。

これまで何度か議会承認の工事がございましたが、そのときに必ずしも図面をお示しして承認をもらったわけではないかと思えます。

また、もう1点の質問は11月に工事が終わっているかということですが、契約工期は1月31日となっておりますので、まだ工事は終わっていないということでございます。

○議長（小林祥宏君） 12番杉山 清君。

○12番（杉山 清君） そのとおりであります。そのとおりなんですよ。

そして、いいですか。私はこの工事の三井住友建設・三陽造園2社企業体、その親会社のほうに確認をしました。いまだに仕事は入っています。そこをきちんとチェックをして、そして正確な答えを議場で話していただきたいと思います。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 答弁は。

○12番（杉山 清君） 要りません。

○議長（小林祥宏君） 要らないね。

ほかにございませんか。

16番小坪 孝君。

○16番（小坪 孝君） 12月の定例会で七会のホーリーホックのグラウンドを視察しましょうというときには、追加工事が終わっていたんですね、全部ほとんど。だけれども、この追加工事の契約というのは、私らに示されているのは、私の読み違いか何だかわからないけれども、1月末から3月末までに書いてあるのに、12月の定例会に行ったときには工事が終わっていたということはどういうことなのか、私はそれで意見をしたわけでありませぬ。

○議長（小林祥宏君） 財務課長大曾根直美君。

○財務課長（大曾根直美君） 変更契約を提案したときに、芝管理育成の時期の変更によりまして1月末となっていたものを変更として、平成30年3月末まで期間を変更しますということでご説明いたしました。

○議長（小林祥宏君） ほかにございませんか。

6番河原井大介君。

○6番（河原井大介君） ちょっと整理したいと思うんですが、とにかく着工しちゃったということが、まず1点の問題なんです。議会にも説明なしに着工してしまったというのが、まず1点なんです。その着工したことについて、町長はこれどういうふうに思っているんでしょうか。

2点目。結局、先ほどガイドラインというふうに財務課長おっしゃっていますけれども、国のガイドラインに関して、この城里町においては何の法的拘束力もないんです。それはさまざまな専門家のご意見を聞きましたけれども、基本的にガイドラインにおいて法的拘束力はない。つまり、私が役所に確認したときに、ガイドラインによってこれが法的根拠だと言いました。しかし、それは論理破綻していると私は確認をさせていただきました、これは12月でも言いましたけれども。つまり、法的な拘束力を伴わないのであれば、やは

り自治体の城里町のやり方で、ルールで、ある程度進めることが大事なんじゃないかという事です。そのことを確認をさせていただきました。

つまり、ガイドライン、ガイドライン、通達だ、昭和40年通達だ、それを法的根拠として議会で説明しましたが、その法的な根拠というものは拘束力がない。いわゆる国の機関と国の関係の中においてのみ、それはある一定の拘束力を発揮しますが、自治体のそこまでの変更契約に関して、法的な拘束力というのは基本的にないはずで。なぜならば、自治体にはそれなりのルールがあるからです。だからこそ地方自治体に議会が存在し、チェック機能を果たすためにあり、そしてなおかつ、そこで政治的な解決を図るための議会と間接民主主義、そういうものがあるわけですから、そういったものを置き去りにしたまま次の議論へと展開することが難しいんじゃないかということ、何度も町長にも含め確認をさせていただいています。

その答えというものをしっかり真摯に、いずれにしても本当に真摯なコミュニケーションを図りながら、どういったものが問題なのか、そういったものをいま一度考える機会がこの議会であるというふうに思っていますので、そういったコミュニケーションの大切さ、そして、先ほど、着工したことに対してどのようにお考えなのか、そこだけまず1点、そこだけ確認をさせていただきます。

○議長（小林祥宏君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

地方自治法第96条第1項第5号は議会に契約を締結する権限を与えております。しかし、工事請負契約の場合、軽微な変更が生じるたびに議会を招集して変更契約の議決を経ることは繁雑であるため、地方自治体の長が請負業者との間で仮契約を締結し、完成時に変更箇所を精査した後、一括して変更契約の議決を経ることも合理的であり、そのようなことも実際に城里町におきましても行われております。

ガイドラインに拘束力がないということですが、城里町として条例上こういった手続を具体的に禁止する規定がないわけですから、これまでもこのような手続で幾つかの工事が議会の承認を得ているわけでございます。

また、軽微な変更につきましては、本体工事請負金額の20%以下のものが目安とされております。

また、今回の工事は仮契約に基づく施工ということで、議会の議決をもって仮契約が本契約に移行するわけで、この本契約を締結する議会の権限を侵すものでもございません。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 6番河原井大介君。

○6番（河原井大介君） そういった話は基本的に大事な話もありますが、ある程度法律の専門家に任せなければいけない問題かもしれません。

ただ、私たちが議論しているのは、公金、税金を使ってこの城里町において将来の発展を見込めるように税金、公金を使います。今、城里町はそれほど豊かな町ではありませんし、そしてきちっとしたその方向性の中で、夢と希望を持てるような施策の中で公金の使い方というものが大事だというふうに思っております。

ですから、何度も何度もお話をさせていただきましたけれども、きちっとコミュニケーションを図って、どのような将来ビジョンがあつてという中において、変更契約は全て付随するものであります。しっかりとその思い、町への税金を使う、公金を使う、このことに責任を負わなければいけないわけです。ですから、真摯にコミュニケーションを図り、議論を深めていこうという話をしています。

形だけ、形式だけでとられることなく、ぜひとも町長、これはこれからどうするのか、そしてこれからの、これが着工して完成して供用開始するんであれば、これからの運営もかかわってきます。だから、一つ一つの問題を丁寧にクリアしていくということが、やはりこの議会というものにおいて求められているということだけは明確に認識していただきたいと思います。

そして、その着工したことに對して問題ないというような意識だったのでしょうか。その点、確認をさせてください。1点だけで結構です。この着工に関してどのように思っているのでしょうか。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、回答させていただきます。

先ほど、控室それから議場でも触れさせていただきましたが、今後の議会承認工事につきましては、議長に一言取り扱いを相談するなどして慎重に変更について取り扱っていきたいと考えております。

○議長（小林祥宏君） 6番河原井大介君。

○6番（河原井大介君） そこがちょっと非常に残念だと思うんですね。この真摯なコミュニケーションを図って協議をしなければいけない問題ですから、やはりそこに公金を使う、税金を使う、このことにやっぱり責任を深く感じなければいけませんし、我々も考えなければいけないと思います。

いずれガイドライン、ガイドライン、そういうものじゃないんです。それは法的拘束力を持たないものに対して自治体のルールを守っていこうということと、そしてこれからこの具体的な内容についてはどのように話し合うのか。今まで、じゃ、協定書も含めてさまざまな問題もありますけれども、その内容についていまだ最終的な事業計画書や、いわゆる損益計算書的なもの、そういうものはまだ出ていません。しっかりそういうことをコミュニケーションを図り、その議会の前に臨時会を開くのであれば、その事前に説明がとて必要なんです。そのことがないということが問題であるということをお伝えさせていた

だきます。

○議長（小林祥宏君） よろしいですか、答弁は。

ほかにございませんか。

それでは、11番南條 治君。

○11番（南條 治君） 11番南條であります。

財政、非常に大事であります。町長には財政についてのみお答えを願います。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 城里町の財政状況であります、私が初めて決算をやったのが26年度、そして最新の決算が28年度でございます。

財政調整基金などを初めとした基金の総額でございますが、26年度決算では55億円でしたが、最新の決算では56億円へと、この2年間で町の貯金は1億円増加しております。また、借金のほうは、一般会計のほうで約6億円の減少、110億円から104億円へと減少しているというふうに記憶をしております。

そういう状況でございます、この2年間で町の財政状態は着実に改善をしております。将来負担比率等、最も重要な指標についても数%の減少を見ており、確実な財政再建を行いつつ、子育て支援など新規政策を実行しているところでございます。

○議長（小林祥宏君） 11番南條 治君。

○11番（南條 治君） 今後とも健全な運営をお願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 15番根本正典君。

○15番（根本正典君） それでは、先ほど、小松崎議員と小坪議員からも話が出た件について、ちょっと私のほうからも一つの疑問を呈したいと思うんですけども。

大体これ、今度の変更工事、駐車場における転落防止のためのくいを50本及びロープ2段を250メートル設置するということですが、これ大体が工区、このサッカー場整備工事の工区の中にあるものなんですか。私が聞いている話では、残土置き場だったところを駐車場として利用するのという話ですよ。残土置き場なんて常識的に工区の中には作りませんから、邪魔者なんですから。つまり、工区から外れているのに何でこれが合体できるんですか、工事として。工区の中をまだいじるとか、変更するとかというのならわかりますよ。この工事にそれはかかわるものだというふうに判断できるとは思いますが、全く違う場所を工事するんですから、この工事は全く違う工事じゃないですか。

20万円やそこいらの工事だったら、議会なんかを開いて、議会を通さなくちゃならないなんてことはないんですよ。地元の業者さんなんかだつて、30万円以下の工事がどうのこうのというような条例もうちのほうにあるわけですし、そういう工事屋さんだつて使つてやっただけいいじゃないですか、地元振興ということも考えるのであれば。

大体が、組み合わせること自体がおかしいことなんです、これ。こっちにのっけてきて

出してくること自体が。だから、こういう議案を提出して、今回臨時会をやること自体がおかしいんです。

何で、図面提出できないんだ。こんな図面描くの簡単でしょう、手描きにしたって、パソコンで描いたって。私はこう思っていますから。なぜ図面が提出できないのか。図面を提出すれば位置図もある、簡単な平面ぐらいはそれはどうしてもつくらなくちゃならない。そうなれば、それがもともとの工事の中の工区から外れたところにあるから、違う工事であるということが誰にとっても一目瞭然でわかってしまう、だから図面を出せないんじゃないんですか。私はそういうふうに理解していますから。

大体、無理なんですよ、違う工事を一緒にくっつけてここでどうこうなんていうのは。それは変更理由がなくなっているからでしょう。否決を受ければ、同じじゃだめですからね、どこか変えなくちゃならない。もう変えるところがなくなっちゃった、だから本来工区の中にあれば、それはのっけてもいい仕事ですよ。だけれども、これは外れているから全く違う工事のはずです。それを何でのっけてこういう臨時会ということになるのか。臨時会自体の意味がないんですよ、意義が。やること自体がおかしいんです。別の工事ですから、これ。私はそういうふうに理解していますので。

答弁は要りません。

○議長（小林祥宏君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

○議長（小林祥宏君） これより討論に入ります。

議案第1号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（小林祥宏君） これより採決に入ります。

議案第1号 工事変更請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。
以上で採決を終結いたします。
以上で、今臨時会に付議されました議案は全て議了いたしました。

町長挨拶

○議長（小林祥宏君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 平成30年第1回議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会に提案いたしました工事変更請負契約の締結につきまして、慎重審議の上、適切なるご決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

新年も、はや半月が過ぎようとしております。19日には賀詞交歓会も予定されており、本日議会で議決いただき、また新たな一步を刻むことができたのではないかと晴れ晴れしく考えております。

最後になりますが、議員各位には体調管理に十分注意され、町発展のためご活躍くださるようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

閉会の宣告

○議長（小林祥宏君） 以上をもちまして、平成30年第1回城里町議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時43分閉会